

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（令和3年石川県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請書)

第2条 条例第3条ただし書、条例別表第一第10号、条例別表第二第5号、条例別表第三第11号及び条例別表第四第7号の許可を受けようとする者は、別記様式による申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図並びに二面以上の立面図及び断面図
- 二 その他審査の参考となる図書

2 前項の規定により知事に提出する書類は、当該申請に係る構築物の所在地を管轄する港湾事務所又は土木総合事務所若しくは土木事務所の長を経由して提出しなければならない。

(規則で定める構築物の規模の範囲)

第3条 条例別表第一第10号及び条例別表第二第5号の規則で定める規模の範囲は、条例別表第一第10号に掲げる店舗若しくは飲食店又は条例別表第二第5号に掲げる店舗の用途に供する部分の延べ床面積の合計（改築又は用途変更の場合にあっては、改築又は用途変更後の延べ床面積の合計）が二百五十平方メートル以下のものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係、別表関係）

建設
臨港地区内の分区における構築物 改築 許可申請書
用途変更

年 月 日

石川県知事 様

申請者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり、石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 第3条ただし書 別表 の規定により臨港地区内の分区における構築物 建設 改築 の用途変更 用途変更 の許可を受けたいので、申請します。

港湾の名称	
分区名	
地名地番	
主要用途	
延べ面積	平方メートル
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
構築物の建設、改築又は用途変更の理由	

添付図書類

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 2面以上の断面図
- (7) その他審査の参考となる図書